

別紙 料金表

【利用者負担算出方法】

単位数×地域単価※1=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て)※2=△△円(利用者負担額)

※1 逗子市地域単価：10.66円(4級地) ※2 2割負担の場合は0.8

1 訪問リハビリテーションを提供するサービスの利用料、利用負担額(介護保険を適用する場合)について

区分			利用料 (1割)	利用料 (2割)	負担額 (1割)	負担額 (2割)
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション等	基本報酬 (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度)	訪問リハビリテーション費	3,283円	6,569円	328円	656円
		介護予防訪問リハビリテーション費	3,176円	6,352円	317円	635円

加算		利用料	利用者負担額 (1割)	算定回数等
短期集中リハビリテーション	退院(所)日又は新たに要介護認定効力発生から3か月以内	2,132円	213円	1日当たり
リハビリテーションマネジメント加算	イ	1,918円	191円	1月当たり
	ロ	2,270円	227円	
	事業所の医師が利用者または家族に説明し同意を得た場合	2,878円	287円	
サービス提供体制強化加算	I	63円	6円	1回当たり

※ 短期集中リハビリテーション加算は利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。

退院(退所)日または要介護認定を受けた日から起算して3か月以内の期間に1週間につき概ね2回以上、1回あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。

※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

同一敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地になる建築物のうち効率的なサービス提供が可能なるものをいいます。同一の建物に20人以上居住する建物とは、前期に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上居住する建物を言います。

※ リハビリテーションマネジメント加算は、利用者ことに行われるケアマネジメントの一環として、他職種協同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことを評価する加算です。

リハビリテーションマネジメント加算イ

- (1) 事業所の医師が理学療法士等に対して、リハビリの目的に加えて、a) 開始前または実施中の留意事項、b) やむを得ず中止する際の基準、c) リハビリテーションにおける利用者の負荷等のうち、いずれか1以上の指示を行います。
- (2) (1)の指示を行った医師または指示を受けた理学療法士等が、指示の内容が(1)に掲げる基準に適合することを明確に記録します。
- (3) リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を共有し会議の内容を記録します。
- (4) 訪問リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士等が利用者または家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、説明の内容を医師に報告します。
- (5) 3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じてリハビリテーション計画書を見直します。
- (6) 理学療法士等がケアマネジャーへ、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行います。
- (7) 理学療法士等が、他の居宅サービスの従業者と利用者の居宅を訪問し、従業者または利用者家族に対し介護の工夫や日常生活上の留意点に関する助言を行います。

リハビリテーションマネジメント加算ロ

- (1) リハビリテーションマネジメント加算イを満たす。
- (2) 利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容等を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたり当該情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施に必要な情報を活用します。

- ※ リハビリテーション計画について事業所の医師が利用者または家族へ説明し同意を得た場合は、1月につき270単位を加算します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※ 1単位を10円として計算しています。
- ※ 地域区別の単価、逗子市に関しては(4級地 10.66円)を含んでいます。
- ※ 主治医から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問リハビリテーション費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

2 その他の費用について

- (1) 交通費
指定訪問リハビリテーション等に要した交通費を請求することがあります。
当院～利用者の居宅が1.5kmより先、尚且つ実施地域外の場合は1km毎200円を交通費として請求させていただきます。また、自宅駐車場がない場合は近隣のコインパーキングを使用致しますので別途駐車料金を請求させていただきます。
- (2) キャンセル料
サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。
前日18時までのご連絡の場合 キャンセル料は不要です
前日18時までにご連絡のない場合 キャンセル料として500円請求いたします。
- (3) 複写物
1枚につき；108円

- ※ ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。
- ※ 前日が休診日の場合は前々日の 18 時まで、月曜日のキャンセルについては前週金曜日の 18 時までにご連絡ください。
- ※ サービス記録の閲覧および複写物の交付を受けることができます。ただし、別途交付申請書の記載及び本人確認のため署名と捺印を頂きます。

3 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

- (1) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等
 - ① 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
 - ② 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者宛てにお届けします。
 - (2) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等
 - ① サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合の上、請求月の 27 日までに、下記の方法にてお支払いください。事業者指定口座への振り込み（別途指定口座情報の書類あり）
 - ② 自動口座振替の場合は指定口座振替用紙に必要事項記入の上、担当者にお渡しください。
 - ③ お支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）
- ※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただく場合があります。

以上